



東葛支部だより

令和6年4月号
第137号(春季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：岩本章子 大鐘真吾 半田直子 岡本鷹幸

東葛支部支部長挨拶 伊佐 智



●災害時の支援活動について

能登半島地震で被災された皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。千葉県行政書士会では、災害時における被災者支援の観点から、地震・風水害等の災害時に、被災地に「災害時支援員」を派遣し、罹災証明書の申請補助などの各種申請手続きの支援を行っております。2月22日には千葉県行政書士会研修センター主催の「災害時支援員」登録研修が開催され、東葛支部からも多くの会員にご参加いただき、皆様の災害時支援に対する関心の高さが伺えました。ご出席いただいた皆様、ありがとうございました。

また、当支部では、東葛地区内で災害が発生した場合に備え『東葛支部災害等支援活動運営規則』を整備しております。支部会員の皆様におかれましては、万一の時には地域社会の一員としてご協力をお願いいたします。

●戸籍法の改正について

3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍証明書の広域交付制度が始まりました。配偶者や直系血族の戸籍証明書は、本籍地以外の市区町村の窓口で一括請求が可能となります。相続業務などでは依頼者様へのご案内が必要となる場面も出てくるものと思いますので、情報の再確認をお願いいたします。

●令和5年度の事業活動について

令和5年度は、お陰様で計画通りに各事業を実行することができました。特に印象に残っておりますのは、比較の入会歴の浅い方たちが事業へ積極的にご参加いただき新しい会員間の繋がりの輪が増えてきているということです。入会歴の浅い先生方が支部役員や業務研究会役員などになっていただくことにより、支部の活性化

が進んでいます。これは諸先輩方の理解があつてこそ実現できていることです。今後も諸先輩方の積み上げてきた東葛支部の伝統を守りつつ、時代の変化に素早く対応する事業運営を心掛けて参ります。

東葛支部ではこの5年間、毎年20名以上の会員が新たに入会されています。次年度も、当支部は新入会員の方たちとの交流を中心に、会員間の繋がりを大切に、人の力で、活発な事業運営を末永く継続できるような体制作りをして参りますので、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

(東葛支部支部長 伊佐智)

令和6年新年賀詞交歓会開催報告

新年賀詞交歓会を日本政治連盟千葉会東葛地区との共催で下記の通り開催しました。当日は来賓として各市の市長・友誼団体代表、また多数の会員の皆様にご出席いただきました。

日時：令和6年1月20日(土) 午後4時開会

場所：ザ・クレストホテル柏



【出席ご来賓】

野田市長 鈴木有様
 柏市長 太田和美様
 我孫子市長 星野順一郎様
 松戸市副市長 伊藤智清様
 千葉県社会保険労務士会東葛支部 支部長 清水久司様
 千葉県税理士会松戸支部 支部長 梅山新平様
 千葉県税理士会柏支部 副支部長 濱田宏志様
 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会松戸支部
 支部長 平川嘉博様
 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部
 副支部長 二宮正成様
 千葉県行政書士会 会長 関谷一和様
 日本行政書士政治連盟千葉会 副会長 味岡吉賢様
 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部
 副支部長 桑本博様

【出席会員数】69名

ーバーするほどの盛況ぶりでした。

隔年開催かつ久しぶりのリアル開催でしたが、各地区責任者はじめ相談員会員の皆様のご協力を得て本説明会が良き情報共有と啓発の場となりましたこと、市民相談部一同感謝申し上げます。

(市民相談部 佐藤直子)



定時総会開催のご案内

◆東葛支部

令和6年度の支部定時総会を下記のとおり開催する予定であります。会員の皆様にはぜひご出席をお願いいたします。議案書等は後日送付いたします。

日時：令和6年5月11日(土) 15時開会
 場所：松戸商工会議所（松戸市松戸1879-1）

*総会終了後の懇親会を予定しております。

「令和5年度市民相談員説明会」開催報告

令和6年3月2日(土) 13時30分より、馬橋東市民センター2階ホールにて「令和5年度市民相談員説明会」を開催しました。参加者は42名(相談員31名、新入会員8名)でした。

第一部は小島市民相談部員から「市民相談指針」の説明、川崎相談役より「相談員としての心構えと留意点」をご講義頂いた後、8名の新任相談員より自己紹介と現況報告がありました。

第二部はパネルディスカッション形式で市民相談会の運営状況の説明と質疑応答を行いました。各地区責任者5名と川崎相談役をパネラーとし、橋本市民相談部長がファシリテーターを担当しました。パネラーの方々の活発な討論に続き、参加者からも多くの質問が続き、予定時間をオ

支部会員の動向

(令和6年2月末日現在)

個人会員 469名

法人会員 9名

合計 478名

令和5年度第3回支部研修開催報告

令和6年3月28日（木）、第3回支部研修を開催しました。第3回目は産業廃棄物収集運搬業許可の基礎研修と題して講義をさせていただきました。年度末のお忙しい中43名ものご登録ありがとうございました。お客様からいきなり更新を頼まれたということ想定し、どのように初動の対応をしていけばいいのか。初めての方には自信をもって臨んでいけるように、経験者の先生方に於かれましては何か一つでも持ち帰ることのできるようにとの思いで講義内容を組み立ててまいりました。許認可業務だからこその形式で様式等を開示しながらの研修を大事にさせていただきました。参加者の皆様にはぜひヒアリングシートを作成しましょうという宿題も出ささせていただきましたぜひ業務に活かしていただければと思います。今回何度も申し上げました通り、スケジュールングとおお客様の管理が許認可では大切です。その際のコミュニケーションもさらに大切です。後半では近時の法改正にも配慮し、ストックヤード登録事業者申請業務に関して、金属スクラップ等規制条例の施行（令和6年4月1日）による新たな許可申請業務についても告知させていただきました。こちらは新情報が得られ次第皆様にもお伝えしていきたいと思っております。

令和5年度の3回の支部研修もそれぞれご参加いただきありがとうございました。引き続き令和6年度は、皆様のちょっと気になる、かゆいところに手が届くそんな研修を目指していきたいと思っております。支部研修はどなたが聴かれてもプラスにできる、何か持ち帰られる、そんなものを目指しておりますので一人でも多くご参加いただき、メッセージをお寄せいただければ幸いです。今後ともよろしく願いいたします。

（研修部長 西中慶一）

東京出入国在留管理局松戸出張所 担当地域拡大について



令和6年4月1日から担当地域を拡大し、従前の千葉県・茨城県に加え、東京都「荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区」を住所地等とする外国人の申請も可能になりました。令和6年3月29日までに行った申請については、同年4月1日以降も、原則として申請した入管官署での結果の受取になります。

「建設キャリアアップシステムと 行政書士の役割」(2)

柏地区 木村亮一

(2) 建設キャリアアップシステムとは

CCUSの目的は、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる②技能・経験に応じて処遇を改善する③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業環境をつくることであり、もって建設業界の担い手の確保・育成へとつなげることを目指している。

CCUSは、各技能者の本人確認をしたうえで、業界統一のルールで保有資格、社会保険加入状況等の基本情報を登録するとともに、就業履歴を蓄積させていくシステムである。登録すると各技能者にICカードが発行され、各現場でカードリーダーハタッチ等することにより就業履歴が蓄積されていく。

また、密接に関連する制度として「能力評価制度（以下「レベル判定」という。）」がある。CCUSに登録・蓄積された保有資格や就業履歴データを活用し、レベル判定を受けることによって能力に応じたレベル（4段階）が付与されていく。

CCUSはこれらのデータを利活用することにより、技能者の客観的な評価や処遇、キャリアパスの明確化、さらに生産性向上につなげていくための仕組みであり、建設DX（デジタルトランスフォーメーション）の一翼を担う「業界共通の制度インフラ」としての役割が期待されるところである。

(3) 建設キャリアアップシステムの普及状況

まず、登録状況については、2019年4月のCCUS運用開始から5年以上が経過し、2024年2月末時点で技能者登録数が約138万人となっている。総務省の労働力調査によると全国の技能者数は約305万人とされている。単純計算すると1/3以上が登録済みであり、直近では月2万人以上のペースで増加している。100万人を優に超えて、それなりの規模になってきたともいえるが「業界共通の制度インフラ」であることを考えると、引き続き登録の促進が必要である。

次に、現場利用状況については、2024年2月の就業履歴総数が約450万件となっている。単純計算すると1人あたり月3~4件しか就業履歴がついていないことになる。2020年に国土交通省が提示した「CCUS普及・活用に向けた官民施策パッケージ」によると、2023年度からあらゆる工事でのCCUS完全実施が目標であったが、現時点では全く及

ばない状況と言わざるを得ない。

現場利用は、原則として元請が主導してCCUSへの現場情報や施工体制等の登録、カードリーダー設置等の措置を講ずる必要があるため、元請が措置を講じていない現場に入る技能者は現場利用できず就業履歴も蓄積されないことになる。登録して数年たっても就業履歴ゼロという技能者も珍しくない。就業履歴が蓄積されなければ、レベルアップにもつながらず、CCUS本来の目的を見失いかねない。これまではとりあえず登録促進という流れであったが、現場利用を普及促進させるフェーズに入っている。

現場利用の普及促進については、公共工事ではインセンティブ（経審、入札参加、総合評価、モデル工事等での加点措置）をつける等の施策が行われている。一方で、インセンティブをつけにくい民間工事ではそうはいかず、官民、関係団体等による普及促進に向けた取り組みをこれまで以上に行っていく必要がある。

なお、前述したように現場利用は、下請の立場からすると元請しだいとなりがちだが、元請が現場利用できる措置を講じていない場合でも、下請が自ら措置を講じて現場利用している事例もある。もちろん費用や手間等もかかるため全ての下請事業者が行えることではないが、自社の技能者の育成を考えた積極的な取り組みといえる。

【7月号へ続く】

【参考ページ紹介】

■CCUS国土交通省ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

■CCUSの運営状況について（2024年3月）

<https://www.ccus.jp/attachments/show/65eacea8-b9e0-4596-9d5e-66d6c0a8081b>

■CCUS公式サイト

<https://www.ccus.jp/>

□ ■ 編集後記 □ ■
 本年四月から東京
 出入国在留管理局松
 戸出張所の担当地域
 の拡大がなされるな
 ど、四月は様々な改
 正法令の施行が重な
 る時期の一つでもあ
 ります。行政書士と
 しても日々情報収集
 や自己研鑽の必要性
 を実感させられま
 す。時代の変化にと
 り残されないよう社
 会の変化に目を向け
 て思考していきたい
 と思います。
 （広報部 大鐘真吾）

新入会員紹介



○ 梅津ひとみ

- ① 登録年月日 令和5年11月1日
- ② 事務所の名称 梅津ひとみ行政書士事務所
- ③ 事務所所在地 千葉県松戸市二ツ木 112-1 ルネサンスアベニュー601
- ④ 自己紹介 ご依頼者のお力になれるよう、日々勉強してまいります。ご指導のほどよろしくお祈りします。

○ 山田雅和

- ① 登録年月日 令和5年12月1日
- ② 事務所の名称 山田行政書士事務所
- ③ 事務所所在地 千葉県松戸市上矢切223-3
- ④ 自己紹介 当事務所は、契約書の作成及び契約書の審査専門の行政書士事務所です。

上場会社での企業法務を9年以上経験し、数多くの契約書、覚書等の作成・契約書の審査を行ってきました。

これまでの企業法務の経験から、契約書の記載の仕方によって、会社に莫大な損害が生じる可能性があるにもかかわらず、ビジネスで契約書が重視されていない実態を多く見してきました。

行政書士として開業することで、様々な業種の契約書の作成・リーガルチェックに広く携わり、お客様が少しでもリスクの少ない契約を締結することができるような社会に貢献したいと考えて、契約書作成・リーガルチェック専門の行政書士として開業しました。

長年にわたる企業法務の現場で培った豊富な経験と知識に基づき、契約トラブルを予防することに貢献いたします。